令和元年５月 24 日

横浜市契約規則の一部改正について

１　改正を予定する規則

横浜市契約規則

２　改正案

最低制限価格の設定範囲の変更（第13条の３第１号の改正）

市内中小企業の経営環境と工事の品質の確保を図るため、工事の入札における最低制限価格の設定範囲の下限を引き上げます。

【現行】　　予定価格の10分の9.5から10分の７の範囲内

⇩

【改正案】　予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲内

※　最低制限価格は、入札参加者の健全な経営環境や工事等の品質の確保を図り、契約の内容に適合した履行を確保するために設定しています。これを下回る金額で入札を行った入札参加者は失格となり、落札者にはなれません。